

車いすの貸出事業のご案内

一時的に車いすを必要とされる方に、車いすを無料でお貸しします。

例えば、こんなときご利用ください

- ☆1泊旅行に連れて行きたい…
- ☆外出（お花見や散歩等）に利用したい…
- ☆骨折してしまった…
- ☆介護保険の車いすレンタルサービスを利用できるまでの間、貸してほしい…



利用できる方

武蔵村山市内にお住まいで、在宅生活をされている方

貸出期間

原則3ヶ月以内です。

ただし、その方の状況によって6ヶ月まで延長できる場合があります。

利用手続き

電話で来所日を予約してから、社会福祉協議会事務局までお越しください。

その他

○来所（申請）される方が市民以外の場合は、身分証明書（運転免許証や健康保険証など）をご持参ください。

○介護保険制度や一般の福祉サービスによる給付等、公的制度が利用できる方は、対象にならない場合があります。

問い合わせ・申請先

武蔵村山市社会福祉協議会 地域福祉支援担当

武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター2階

電話：566-0061 FAX：566-0253

月～土曜日（祝日、年末年始除く）8:30～17:15